

令和4年2月20日

「鹿児島市確認申請の手引き」改訂表

項目	新		旧	
	ページ		ページ	
表紙	—	令和4年版	—	令和3年版
はじめに	—	令和4年2月	—	令和3年4月
利用上の注意	—	令和4年2月20日	—	令和3年4月1日
	—	令和4年2月20日 一部改訂	—	—
目次	—	(ページ番号の修正)	—	
確認申請を要する建築物等一覧 (2) 建築設備	3	法第87条の4	3	法第87条の4第1項
確認申請関連 必要な書類・部数 確認申請書類 [建築物]	5	②図書 (規則第1条の3)	5	②図書 (規則第1条の3号)
図面記入例	6	法第28条の2 法第37条 令第129条の2の4 水道法第16条 電気設備 (法第32条)	6	法28条の2 法37条 令129条の2の4 水道法施行令第5条 電気設備 (法32条)
協議先一覧	7	令和4年2月	7	令和3年4月
協議先一覧 表1 10 関係機関	7	・建築指導課 [099-216-1359]	7	・建築指導課 [099-216-1516]

協議先一覧 表 3

9

要件	法令・地域等	関係機関
1 地区計画区域内（南栄一丁目地区・木材団地及び木材加工団地地区内を除く）	・都市計画法	・都市計画課 [099-216-1378]
2 風致地区内		
3 南栄一丁目地区・木材団地及び木材加工団地地区内	・都市計画法	・建築指導課 [099-216-1359]
4 土地区画整理事業施行区域内	・土地区画整理法	・区画整理課 [099-216-1393]
		・郡山区画整理事務所 [099-298-4863]
		・吉野区画整理課 [099-244-2114]
		・谷山都市整備課 [099-269-8435] [099-269-8436]
5 国立公園内	・自然公園法	・環境保全課 [099-216-1298]
6 史跡・文化財	・文化財保護法	・鹿児島市教育委員会 文化財課 [099-227-1962]
7 河川改修計画区域内（新川流域）		・鹿児島県 鹿児島地域振興局 建設部 河川港湾課 [099-805-7326]
8 市有地（城南町・下荒田四丁目・三和町）		・建設局管理課 [099-216-1348]
9 急傾斜地崩壊危険区域内	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・鹿児島県 鹿児島地域振興局 建設部 建設総務課 [099-805-7308]
10 砂防指定地内	・砂防法	
11 里道（農道）・水路等	・市街化区域内 鹿児島地区	・里道：道路管理課 [099-216-1354]
	・市街化区域内 谷山地区	・水路：河川港湾課 [099-216-1412]
	・市街化調整区域内 谷山地区	・谷山建設課 [099-269-8442]
	・喜入地区	・谷山農林課 [099-269-8487]
	・市街化調整区域内 鹿児島地区	・農地整備課 [099-216-1342]
	・吉田地区	
	・桜島地区	
・松元地区		
・郡山地区		
12 農地	・農地法	・鹿児島市農業委員会 [099-216-1466]
13 国道（328号を除く）沿線		・国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所 [099-216-3111]
14 JR線路沿い	・在来線	・九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社 鹿児島鉄道事業部 [099-256-1895]
	・新幹線	・鉄道・運輸機構 九州新幹線建設局
15 高圧線近接地		・九州電力株式会社 [099-253-1120]

9

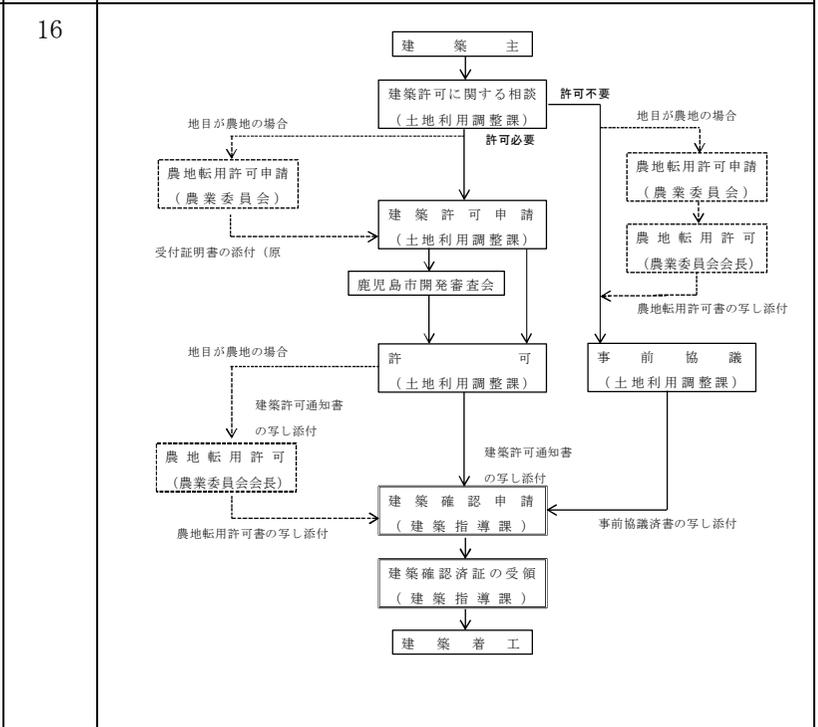
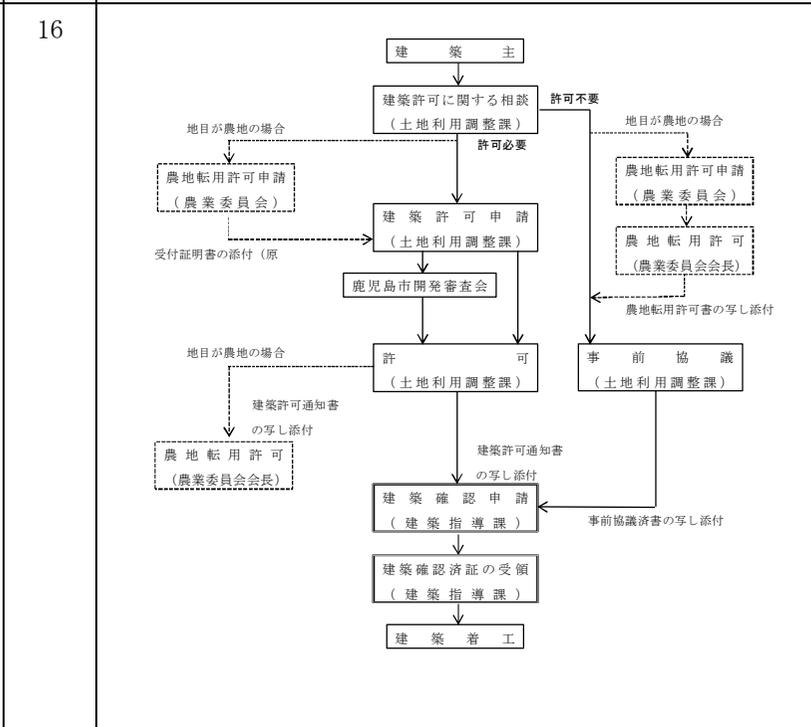
要件	法令・地域等	関係機関
1 地区計画区域内（南栄一丁目地区・木材団地及び木材加工団地地区内を除く）	・都市計画法	・都市計画課 [099-216-1378]
2 風致地区内		
3 南栄一丁目地区・木材団地及び木材加工団地地区内	・都市計画法	・建築指導課 [099-216-1359]
4 木材団地内（東開町）		・鹿児島県木材産業協同組合 [099-268-3111]
5 (削除)	(削除)	(削除)
6 土地区画整理事業施行区域内	・土地区画整理法	・区画整理課 [099-216-1393]
		・郡山区画整理事務所 [099-298-4863]
		・吉野区画整理課 [099-244-2114]
		・谷山都市整備課 [099-269-8435] [099-269-8436]
7 国立公園内	・自然公園法	・環境保全課 [099-216-1298]
8 史跡・文化財	・文化財保護法	・鹿児島市教育委員会 文化財課 [099-227-1962]
9 河川改修計画区域内（新川流域）		・鹿児島県 鹿児島地域振興局 建設部 河川港湾課 [099-805-7326]
10 市有地（城南町・下荒田四丁目・三和町）		・建設局管理課 [099-216-1348]
11 急傾斜地崩壊危険区域内	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・鹿児島県 鹿児島地域振興局 建設部 建設総務課 [099-805-7308]
12 砂防指定地内	・砂防法	
13 里道（農道）・水路等	・市街化区域内 鹿児島地区	・里道：道路管理課 [099-216-1354]
	・市街化区域内 谷山地区	・水路：河川港湾課 [099-216-1412]
	・市街化調整区域内 谷山地区	・谷山建設課 [099-269-8442]
	・喜入地区	・谷山農林課 [099-269-8487]
	・市街化調整区域内 鹿児島地区	・農地整備課 [099-216-1342]
	・吉田地区	
	・桜島地区	
・松元地区		
・郡山地区		
14 農地	・農地法	・鹿児島市農業委員会 [099-216-1466]

				<table border="1"> <tr> <td>15</td> <td>国道（328号を除く）沿線</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所 [099-216-3111] </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">16</td> <td rowspan="2">JR線路沿い</td> <td>・在来線</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社 鹿児島鉄道事業部 [099-256-1895] </td> </tr> <tr> <td>・新幹線</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道・運輸機構 九州新幹線建設局 維持管理課 [092-283-9612] </td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>高圧線近接地</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社 [099-253-1120] </td> </tr> </table>	15	国道（328号を除く）沿線		<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所 [099-216-3111] 	16	JR線路沿い	・在来線	<ul style="list-style-type: none"> 九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社 鹿児島鉄道事業部 [099-256-1895] 	・新幹線	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道・運輸機構 九州新幹線建設局 維持管理課 [092-283-9612] 	17	高圧線近接地		<ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社 [099-253-1120]
15	国道（328号を除く）沿線		<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所 [099-216-3111] 															
16	JR線路沿い	・在来線	<ul style="list-style-type: none"> 九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社 鹿児島鉄道事業部 [099-256-1895] 															
		・新幹線	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道・運輸機構 九州新幹線建設局 維持管理課 [092-283-9612] 															
17	高圧線近接地		<ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社 [099-253-1120] 															

工事監理者、工事施工者届	13	<p>確認申請時に監理者、施工者欄を記載していた場合は提出不要</p> <p>監理者、施工者を定めた場合又は変更した場合は提出が必要</p>	13	<p>確認申請時に監理者、施工者欄を記載していた場合も提出が必要</p> <p>監理者、施工者を変更する場合も提出が必要</p>
--------------	----	--	----	--

手数料	15	令和4年2月現在	15	令和3年4月現在
-----	----	----------	----	----------

確認申請前に必要な手続きで問い合わせの多いもの
(1)市街化調整区域



<p>確認申請前に必要な手続きで問 い合わせの多いもの (2) 地区計画</p>	17	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>地区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鴨池ニュータウン業務地区</td><td>ロハスの杜地区</td></tr> <tr><td>寺山風致地区神月タウン地区</td><td>武岡ピュアタウン地区</td></tr> <tr><td>明ヶ窪地区</td><td>桜ヶ丘ピュアタウン地区</td></tr> <tr><td>南伊敷地区</td><td>谷山駅周辺地区</td></tr> <tr><td>武岡台地区</td><td>谷山第三地区</td></tr> <tr><td>星ヶ峯南地区</td><td>シャイニーヒル広木地区</td></tr> <tr><td>南皇徳寺台地区</td><td>コンフォール坂之上地区</td></tr> <tr><td>ニュータウン慈眼寺団地地区</td><td>リオネ・ヴェルデ地区</td></tr> <tr><td>慈眼寺風致地区慈眼寺台地区</td><td>皇徳寺南くらら台地区</td></tr> <tr><td>与次郎ヶ浜地区</td><td>バルタウン大明丘地区</td></tr> <tr><td>木材団地及び木材加工団地地区</td><td>コモンヒルズ原良地区</td></tr> <tr><td>南栄一丁目地区</td><td>アイリスガーデン吉野地区</td></tr> <tr><td>ガーデンヒルズ松陽台</td><td>高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区</td></tr> <tr><td>寺山風致地区丸坊団地地区</td><td>シャイニーヒル田上地区</td></tr> <tr><td>コモンシティ御所の杜地区</td><td>シャイニータウン草牟田地区</td></tr> <tr><td>石谷町伏野・堤ヶ追地区</td><td>シャイニーヒル魚見地区</td></tr> <tr><td>谷山文教・福祉地区</td><td>吉野第二地区</td></tr> <tr><td>上福元町高柳地区</td><td></td></tr> </tbody> </table>	地区名	地区名	鴨池ニュータウン業務地区	ロハスの杜地区	寺山風致地区神月タウン地区	武岡ピュアタウン地区	明ヶ窪地区	桜ヶ丘ピュアタウン地区	南伊敷地区	谷山駅周辺地区	武岡台地区	谷山第三地区	星ヶ峯南地区	シャイニーヒル広木地区	南皇徳寺台地区	コンフォール坂之上地区	ニュータウン慈眼寺団地地区	リオネ・ヴェルデ地区	慈眼寺風致地区慈眼寺台地区	皇徳寺南くらら台地区	与次郎ヶ浜地区	バルタウン大明丘地区	木材団地及び木材加工団地地区	コモンヒルズ原良地区	南栄一丁目地区	アイリスガーデン吉野地区	ガーデンヒルズ松陽台	高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区	寺山風致地区丸坊団地地区	シャイニーヒル田上地区	コモンシティ御所の杜地区	シャイニータウン草牟田地区	石谷町伏野・堤ヶ追地区	シャイニーヒル魚見地区	谷山文教・福祉地区	吉野第二地区	上福元町高柳地区		17	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鴨池ニュータウン業務地区</td></tr> <tr><td>寺山風致地区神月タウン地区</td></tr> <tr><td>明ヶ窪地区</td></tr> <tr><td>南伊敷地区</td></tr> <tr><td>武岡台地区</td></tr> <tr><td>星ヶ峯南地区</td></tr> <tr><td>南皇徳寺台地区</td></tr> <tr><td>ニュータウン慈眼寺団地地区</td></tr> <tr><td>慈眼寺風致地区慈眼寺台地区</td></tr> <tr><td>与次郎ヶ浜地区</td></tr> <tr><td>木材団地及び木材加工団地地区</td></tr> <tr><td>南栄一丁目地区</td></tr> <tr><td>ガーデンヒルズ松陽台</td></tr> <tr><td>寺山風致地区丸坊団地地区</td></tr> <tr><td>コモンシティ御所の杜地区</td></tr> <tr><td>石谷町伏野・堤ヶ追地区</td></tr> <tr><td>谷山文教・福祉地区</td></tr> <tr><td>上福元町高柳地区</td></tr> <tr><td>ロハスの杜地区</td></tr> <tr><td>武岡ピュアタウン地区</td></tr> <tr><td>桜ヶ丘ピュアタウン地区</td></tr> <tr><td>谷山駅周辺地区</td></tr> <tr><td>谷山第三地区</td></tr> <tr><td>シャイニーヒル広木地区</td></tr> <tr><td>コンフォール坂之上地区</td></tr> <tr><td>リオネ・ヴェルデ地区</td></tr> <tr><td>皇徳寺南くらら台地区</td></tr> <tr><td>バルタウン大明丘地区</td></tr> <tr><td>コモンヒルズ原良地区</td></tr> <tr><td>アイリスガーデン吉野地区</td></tr> <tr><td>高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区</td></tr> <tr><td>シャイニーヒル田上地区</td></tr> <tr><td>シャイニータウン草牟田地区</td></tr> </tbody> </table>	地区名	鴨池ニュータウン業務地区	寺山風致地区神月タウン地区	明ヶ窪地区	南伊敷地区	武岡台地区	星ヶ峯南地区	南皇徳寺台地区	ニュータウン慈眼寺団地地区	慈眼寺風致地区慈眼寺台地区	与次郎ヶ浜地区	木材団地及び木材加工団地地区	南栄一丁目地区	ガーデンヒルズ松陽台	寺山風致地区丸坊団地地区	コモンシティ御所の杜地区	石谷町伏野・堤ヶ追地区	谷山文教・福祉地区	上福元町高柳地区	ロハスの杜地区	武岡ピュアタウン地区	桜ヶ丘ピュアタウン地区	谷山駅周辺地区	谷山第三地区	シャイニーヒル広木地区	コンフォール坂之上地区	リオネ・ヴェルデ地区	皇徳寺南くらら台地区	バルタウン大明丘地区	コモンヒルズ原良地区	アイリスガーデン吉野地区	高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区	シャイニーヒル田上地区	シャイニータウン草牟田地区
地区名	地区名																																																																											
鴨池ニュータウン業務地区	ロハスの杜地区																																																																											
寺山風致地区神月タウン地区	武岡ピュアタウン地区																																																																											
明ヶ窪地区	桜ヶ丘ピュアタウン地区																																																																											
南伊敷地区	谷山駅周辺地区																																																																											
武岡台地区	谷山第三地区																																																																											
星ヶ峯南地区	シャイニーヒル広木地区																																																																											
南皇徳寺台地区	コンフォール坂之上地区																																																																											
ニュータウン慈眼寺団地地区	リオネ・ヴェルデ地区																																																																											
慈眼寺風致地区慈眼寺台地区	皇徳寺南くらら台地区																																																																											
与次郎ヶ浜地区	バルタウン大明丘地区																																																																											
木材団地及び木材加工団地地区	コモンヒルズ原良地区																																																																											
南栄一丁目地区	アイリスガーデン吉野地区																																																																											
ガーデンヒルズ松陽台	高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区																																																																											
寺山風致地区丸坊団地地区	シャイニーヒル田上地区																																																																											
コモンシティ御所の杜地区	シャイニータウン草牟田地区																																																																											
石谷町伏野・堤ヶ追地区	シャイニーヒル魚見地区																																																																											
谷山文教・福祉地区	吉野第二地区																																																																											
上福元町高柳地区																																																																												
地区名																																																																												
鴨池ニュータウン業務地区																																																																												
寺山風致地区神月タウン地区																																																																												
明ヶ窪地区																																																																												
南伊敷地区																																																																												
武岡台地区																																																																												
星ヶ峯南地区																																																																												
南皇徳寺台地区																																																																												
ニュータウン慈眼寺団地地区																																																																												
慈眼寺風致地区慈眼寺台地区																																																																												
与次郎ヶ浜地区																																																																												
木材団地及び木材加工団地地区																																																																												
南栄一丁目地区																																																																												
ガーデンヒルズ松陽台																																																																												
寺山風致地区丸坊団地地区																																																																												
コモンシティ御所の杜地区																																																																												
石谷町伏野・堤ヶ追地区																																																																												
谷山文教・福祉地区																																																																												
上福元町高柳地区																																																																												
ロハスの杜地区																																																																												
武岡ピュアタウン地区																																																																												
桜ヶ丘ピュアタウン地区																																																																												
谷山駅周辺地区																																																																												
谷山第三地区																																																																												
シャイニーヒル広木地区																																																																												
コンフォール坂之上地区																																																																												
リオネ・ヴェルデ地区																																																																												
皇徳寺南くらら台地区																																																																												
バルタウン大明丘地区																																																																												
コモンヒルズ原良地区																																																																												
アイリスガーデン吉野地区																																																																												
高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区																																																																												
シャイニーヒル田上地区																																																																												
シャイニータウン草牟田地区																																																																												
<p>確認申請前に必要な手続きで問 い合わせの多いもの (3) 道路相談</p>	18	<p>・法第 42 条第 1～3 項の道路 (削除) ④の敷地は市道に接しているが、里道等の道路の判断がな されていない。</p>	18	<p>・法第 42 条第 1 項の道路 ・法第 42 条第 2 項の道路 ④の敷地は市道に接しているが、里道等の道路相談が必要 となる。</p>																																																																								
<p>確認申請前に必要な手続きで問 い合わせの多いもの ◎崖相談に必要な書類</p>	19	<p>③崖・敷地横断図———崖と計画建物の位置関係、 崖の高さ、崖からの水平距離を記入</p>	19	<p>③崖・敷地横断図———崖の高さ、崖と計画建物の 位置関係、崖からの水平距離</p>																																																																								

<p>建築物の敷地と道路との関係の許可 (2) 手続きのフロー</p>	<p>23</p>	<p>(2) 手続きのフロー</p>	<p>22</p>	<p>(2) 手続きのフロー</p>
<p>建築物の敷地と道路との関係の許可 (3) 申請書類</p>	<p>24</p>	<p>法第43条第2項 法第42条</p>	<p>23</p>	<p>法第43条第2項 法第42条</p>
<p>2 建築審査会の同意を要する建築許可</p>	<p>25</p>	<p>22～24 ページ 27～28 ページ</p>	<p>24</p>	<p>21～23 ページ 26～26-1 ページ</p>
<p>建築物の敷地と道路との関係の認定 (1) 認定の審査基準</p>	<p>37</p>	<p>令第144条の4第1項各号</p>	<p>35</p>	<p>令第144条の4第1項各号</p>

建築物の敷地と道路との関係の認定 (3) 申請書類	39	法第 42 条	35-2	法 42 条
2 長期優良住宅認定 (1) 手続きのフロー	41	<p>確認書…住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書をいいます。</p> <p>住宅性能評価書…住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいい、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等であることが記載されたものに限りま。</p>	37	<p>適合証…住宅の品質確保の促進に関する法律第5条1項に規定する登録住宅性能評価機関が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証するため発行する図書をいいます。</p> <p>住宅性能評価書…登録住宅性能評価機関が住宅性能評価を行い交付する評価書をいいます。（※「住宅性能評価書」は長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）の第3の1(2)、同2(2)の②又は③、同4(2)及び同6(2)について、適合しているものでなければなりません。）</p>

<p>2 長期優良住宅認定 (2) 申請手数料</p>	<p>42</p>	<p>①認定申請手数料：新築住宅の場合</p> <table border="1" data-bbox="631 199 1317 486"> <thead> <tr> <th>住棟の総戸数</th> <th>確認書又は住宅性能評価書あり</th> <th>確認書・住宅性能評価書 どちらもなし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>戸建て住宅</td><td>14,000円</td><td>49,000円</td></tr> <tr><td>2戸～5戸</td><td>24,000円</td><td>114,000円</td></tr> <tr><td>6戸～10戸</td><td>39,000円</td><td>182,000円</td></tr> <tr><td>11戸～25戸</td><td>65,000円</td><td>360,000円</td></tr> <tr><td>26戸～50戸</td><td>105,000円</td><td>645,000円</td></tr> <tr><td>51戸～100戸</td><td>161,000円</td><td>1,110,000円</td></tr> <tr><td>101戸～200戸</td><td>272,000円</td><td>2,053,000円</td></tr> <tr><td>201戸～300戸</td><td>345,000円</td><td>2,933,000円</td></tr> <tr><td>301戸～</td><td>391,000円</td><td>3,593,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>①認定申請手数料：既存住宅の増築又は改築の場合</p> <table border="1" data-bbox="631 550 1317 810"> <thead> <tr> <th>住棟の総戸数</th> <th>確認書あり</th> <th>確認書なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>戸建て住宅</td><td>18,000円</td><td>66,000円</td></tr> <tr><td>2戸～5戸</td><td>33,000円</td><td>154,000円</td></tr> <tr><td>6戸～10戸</td><td>53,000円</td><td>246,000円</td></tr> <tr><td>11戸～25戸</td><td>89,000円</td><td>484,000円</td></tr> <tr><td>26戸～50戸</td><td>141,000円</td><td>866,000円</td></tr> <tr><td>51戸～100戸</td><td>215,000円</td><td>1,489,000円</td></tr> <tr><td>101戸～200戸</td><td>365,000円</td><td>2,753,000円</td></tr> <tr><td>201戸～300戸</td><td>462,000円</td><td>3,933,000円</td></tr> <tr><td>301戸～</td><td>524,000円</td><td>4,818,000円</td></tr> </tbody> </table>	住棟の総戸数	確認書又は住宅性能評価書あり	確認書・住宅性能評価書 どちらもなし	戸建て住宅	14,000円	49,000円	2戸～5戸	24,000円	114,000円	6戸～10戸	39,000円	182,000円	11戸～25戸	65,000円	360,000円	26戸～50戸	105,000円	645,000円	51戸～100戸	161,000円	1,110,000円	101戸～200戸	272,000円	2,053,000円	201戸～300戸	345,000円	2,933,000円	301戸～	391,000円	3,593,000円	住棟の総戸数	確認書あり	確認書なし	戸建て住宅	18,000円	66,000円	2戸～5戸	33,000円	154,000円	6戸～10戸	53,000円	246,000円	11戸～25戸	89,000円	484,000円	26戸～50戸	141,000円	866,000円	51戸～100戸	215,000円	1,489,000円	101戸～200戸	365,000円	2,753,000円	201戸～300戸	462,000円	3,933,000円	301戸～	524,000円	4,818,000円	<p>38</p>	<p>①認定申請手数料：新築住宅の場合</p> <table border="1" data-bbox="1442 199 2128 486"> <thead> <tr> <th>住棟の総戸数</th> <th>適合証あり</th> <th>住宅性能評価書あり</th> <th>適合証・住宅性能評価書 どちらもなし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>戸建て住宅</td><td>13,000円</td><td>15,000円</td><td>48,000円</td></tr> <tr><td>2戸～5戸</td><td>23,000円</td><td>55,000円</td><td>113,000円</td></tr> <tr><td>6戸～10戸</td><td>39,000円</td><td>88,000円</td><td>182,000円</td></tr> <tr><td>11戸～25戸</td><td>65,000円</td><td>165,000円</td><td>360,000円</td></tr> <tr><td>26戸～50戸</td><td>105,000円</td><td>282,000円</td><td>645,000円</td></tr> <tr><td>51戸～100戸</td><td>160,000円</td><td>435,000円</td><td>1,109,000円</td></tr> <tr><td>101戸～200戸</td><td>271,000円</td><td>790,000円</td><td>2,052,000円</td></tr> <tr><td>201戸～300戸</td><td>344,000円</td><td>1,078,000円</td><td>2,932,000円</td></tr> <tr><td>301戸～</td><td>390,000円</td><td>1,304,000円</td><td>3,592,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>①認定申請手数料：既存住宅の増築又は改築の場合</p> <table border="1" data-bbox="1442 550 2128 810"> <thead> <tr> <th>住棟の総戸数</th> <th>適合証あり</th> <th>適合証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>戸建て住宅</td><td>18,000円</td><td>65,000円</td></tr> <tr><td>2戸～5戸</td><td>32,000円</td><td>153,000円</td></tr> <tr><td>6戸～10戸</td><td>53,000円</td><td>245,000円</td></tr> <tr><td>11戸～25戸</td><td>88,000円</td><td>484,000円</td></tr> <tr><td>26戸～50戸</td><td>141,000円</td><td>866,000円</td></tr> <tr><td>51戸～100戸</td><td>215,000円</td><td>1,488,000円</td></tr> <tr><td>101戸～200戸</td><td>364,000円</td><td>2,753,000円</td></tr> <tr><td>201戸～300戸</td><td>461,000円</td><td>3,933,000円</td></tr> <tr><td>301戸～</td><td>524,000円</td><td>4,818,000円</td></tr> </tbody> </table>	住棟の総戸数	適合証あり	住宅性能評価書あり	適合証・住宅性能評価書 どちらもなし	戸建て住宅	13,000円	15,000円	48,000円	2戸～5戸	23,000円	55,000円	113,000円	6戸～10戸	39,000円	88,000円	182,000円	11戸～25戸	65,000円	165,000円	360,000円	26戸～50戸	105,000円	282,000円	645,000円	51戸～100戸	160,000円	435,000円	1,109,000円	101戸～200戸	271,000円	790,000円	2,052,000円	201戸～300戸	344,000円	1,078,000円	2,932,000円	301戸～	390,000円	1,304,000円	3,592,000円	住棟の総戸数	適合証あり	適合証なし	戸建て住宅	18,000円	65,000円	2戸～5戸	32,000円	153,000円	6戸～10戸	53,000円	245,000円	11戸～25戸	88,000円	484,000円	26戸～50戸	141,000円	866,000円	51戸～100戸	215,000円	1,488,000円	101戸～200戸	364,000円	2,753,000円	201戸～300戸	461,000円	3,933,000円	301戸～	524,000円	4,818,000円
住棟の総戸数	確認書又は住宅性能評価書あり	確認書・住宅性能評価書 どちらもなし																																																																																																																																				
戸建て住宅	14,000円	49,000円																																																																																																																																				
2戸～5戸	24,000円	114,000円																																																																																																																																				
6戸～10戸	39,000円	182,000円																																																																																																																																				
11戸～25戸	65,000円	360,000円																																																																																																																																				
26戸～50戸	105,000円	645,000円																																																																																																																																				
51戸～100戸	161,000円	1,110,000円																																																																																																																																				
101戸～200戸	272,000円	2,053,000円																																																																																																																																				
201戸～300戸	345,000円	2,933,000円																																																																																																																																				
301戸～	391,000円	3,593,000円																																																																																																																																				
住棟の総戸数	確認書あり	確認書なし																																																																																																																																				
戸建て住宅	18,000円	66,000円																																																																																																																																				
2戸～5戸	33,000円	154,000円																																																																																																																																				
6戸～10戸	53,000円	246,000円																																																																																																																																				
11戸～25戸	89,000円	484,000円																																																																																																																																				
26戸～50戸	141,000円	866,000円																																																																																																																																				
51戸～100戸	215,000円	1,489,000円																																																																																																																																				
101戸～200戸	365,000円	2,753,000円																																																																																																																																				
201戸～300戸	462,000円	3,933,000円																																																																																																																																				
301戸～	524,000円	4,818,000円																																																																																																																																				
住棟の総戸数	適合証あり	住宅性能評価書あり	適合証・住宅性能評価書 どちらもなし																																																																																																																																			
戸建て住宅	13,000円	15,000円	48,000円																																																																																																																																			
2戸～5戸	23,000円	55,000円	113,000円																																																																																																																																			
6戸～10戸	39,000円	88,000円	182,000円																																																																																																																																			
11戸～25戸	65,000円	165,000円	360,000円																																																																																																																																			
26戸～50戸	105,000円	282,000円	645,000円																																																																																																																																			
51戸～100戸	160,000円	435,000円	1,109,000円																																																																																																																																			
101戸～200戸	271,000円	790,000円	2,052,000円																																																																																																																																			
201戸～300戸	344,000円	1,078,000円	2,932,000円																																																																																																																																			
301戸～	390,000円	1,304,000円	3,592,000円																																																																																																																																			
住棟の総戸数	適合証あり	適合証なし																																																																																																																																				
戸建て住宅	18,000円	65,000円																																																																																																																																				
2戸～5戸	32,000円	153,000円																																																																																																																																				
6戸～10戸	53,000円	245,000円																																																																																																																																				
11戸～25戸	88,000円	484,000円																																																																																																																																				
26戸～50戸	141,000円	866,000円																																																																																																																																				
51戸～100戸	215,000円	1,488,000円																																																																																																																																				
101戸～200戸	364,000円	2,753,000円																																																																																																																																				
201戸～300戸	461,000円	3,933,000円																																																																																																																																				
301戸～	524,000円	4,818,000円																																																																																																																																				
<p>2 長期優良住宅認定 (3) 認定申請に必要な書類</p>	<p>43</p>	<p>確認書</p>	<p>39</p>	<p>適合証</p>																																																																																																																																		
<p>安全証明書の作成手順</p>	<p>—</p>	<p>(削除)</p>	<p>60</p>	<p>—</p>																																																																																																																																		
<p>アルミニウム合金製の建築物に係る確認申請</p>	<p>—</p>	<p>(削除)</p>	<p>61</p>	<p>—</p>																																																																																																																																		
<p>第3編 鹿児島市建築基準法取扱い 目次</p>	<p>51～ 54</p>	<p>(ページ番号の修正)</p>	<p>47～ 50</p>	<p>—</p>																																																																																																																																		
<p>形態制限等の緩和の取扱い</p>	<p>77</p>	<p>法第56条 令第134条 令第135条の3 令第135条の4</p>	<p>75</p>	<p>法56条 令134条 令135条の3 令135条の4</p>																																																																																																																																		

		<p>法第 56 条の 2 令第 135 条の 12 法第 2 条 法第 28 条 令第 20 条 法第 53 条</p>		<p>法 56 条の 2 令 135 条の 12 法 2 条 法 28 条 令 20 条 法 53 条</p>
屋外階段の竪穴区画	93	<p>令第 112 条第 11 項 同条第 19 項第二号</p>	92	<p>令第 112 条第 10 項 同条第 18 項第二号</p>
開放廊下等に面する場合の昇降路	94	<p>令第 112 条第 11 項</p>	93	<p>令第 112 条第 10 項</p>
昇降路が開放廊下等に面する場合の参考例	95	<p>令第 112 条第 19 項</p>	94	<p>令第 112 条第 18 項</p>
用途地域の指定のない区域の建築形態規制に係る数値等	104	<p>第 52 条第 1 項第八号 第 53 条第 1 項第六号 第 56 条第 1 項第二号ニ 第 52 条第 8 項第一号</p>	104	<p>第 52 条第 1 項第 7 号 第 53 条第 1 項第 6 号 第 56 条第 1 項第 2 号ニ 第 52 条第 8 項第 1 号</p>
容積率を算定する場合の前面道路	105	<p>(削除)</p>	105	<p>令 135 条の 17</p>
建蔽率が緩和される敷地	107	<p>市細則第 14 条</p>	107	<p>市建築基準法施行細則第 14 条</p>
防火地域内に設置する看板	116	<p>法第 64 条</p>	116	<p>法第 66 条</p>
地表面粗度区分と基準風速	121	<p>地表面粗度区分は、都市計画区域内外にかかわらず、海岸線や湖岸線からの距離、建築物の高さ等により適用が分かれており、地表面粗度区分Ⅰ、Ⅱ及びⅣについては特定行政庁で定めることができるが、本市では定めていない。</p>	122	<p>地表面粗度区分は、都市計画区域内か区域外かによって異なる。さらに、海岸線や湖岸線からの距離、建築物の高さ等により適用が分かれており、地表面粗度区分ⅠとⅣについては特定行政庁で定めることができるが、本市では定めていない。</p>

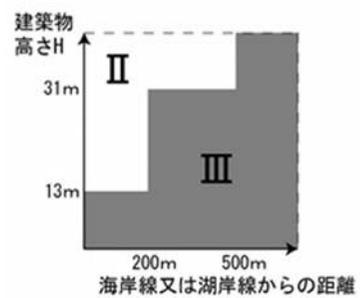


図1 都市計画区域内外

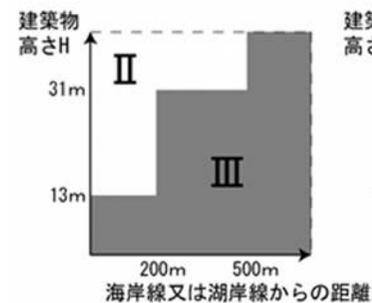


図1 都市計画区域内

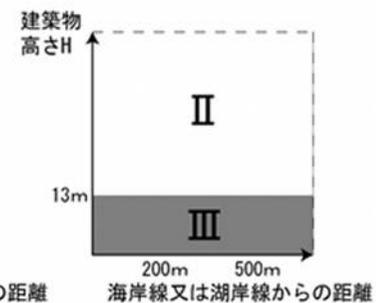


図2 都市計画区域外